

公 募 説 明 書

独立行政法人日本貿易振興機構
ビジネス情報サービス部ビジネスライブラリー課

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「日本貿易振興機構」という。)の公募公告(2012年11月20日付)に基づく公募等については、公募広告に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

1. 公募に付する事項

- (1) 案件名及び数量 2013年(1月～12月)外国定期刊行物購入 一式
- (2) 調達案件の内容等 別冊仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 2013年1月1日から2014年3月31日まで
- (4) 履行場所 別冊仕様書のとおり。
- (5) 応募方法

タイトルごとに最低価格を提示した企業を発注先とするので、

①応募者は、契約条件を契約書(案)に基づき十分考慮して金額を見積るものとする。

また、仕様書等に規定するもの等一切の諸経費を含め金額を見積るものとする。

②発注先の決定は、タイトルごとに記載された価格をもって発注単価とするので、応募者は送料及び消費税を含めた単価を見積書に記載すること。

③応募者は、別添フォーム(Excel ファイル)において、提供可能なタイトルについてのみ見積額を記載し、提供不可能なタイトルについては見積額記入欄を空欄とすること。

④応募者は、見積書提出後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 応募者に求められる義務等

本件に関し、一旦受領した書類は返却しない。また、受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。さらに、公募結果通知日の前日までににおいて、当該書類に関し日本貿易振興機構より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

3. 見積書等の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階

日本貿易振興機構 ビジネス情報サービス部ビジネスライブラリー課 担当：中原

TEL:03-3582-1775 FAX:03-3582-7014

- (2) 公募説明書及び仕様書の交付場所

本公告の日から上記3.(1)及び本機構ホームページ上にて交付(<http://www.jetro.go.jp/procurement/>)

- (3) 見積書の受領期限

2012年11月30日(金) 17時00分(郵送する場合には受領期限までに必着のこと)

(4) 公募結果通知

2012年12月14日(金)までに書面により通知する。

(5) 見積書の提出方法

①応募者は、公募説明書、別冊の仕様書及び契約書(案)を熟知のうえ参加しなければならない。

②応募者は、次に掲げる事項を記載した貴社既存の見積書を頭紙とし、見積り単価を入力した別添フォーム(Excelファイル)を添付の上、郵送又は直接提出しなければならない。同時に、同フォーム(Excelファイル)を以下のアドレス宛に電子メールにて送付しなければならない。

宛先:bub-teiki@jetro.go.jp

(ア)案件名 「2013年(1月～12月)外国定期刊行物購入 一式」

(イ)応募者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ)

(ウ)代理人が提出する場合は、見積者本人の住所・氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③直接提出

直接見積書を提出の場合は、封筒に入れ、「2013年(1月～12月)外国定期刊行物購入」見積書在中とし提出。同時にメールでも提出のこと。

④郵送による提出

郵送により提出する場合は、封筒に「2013年(1月～12月)外国定期刊行物購入」見積書在中とし受領期限までに送付しなければならない。この場合においても、同時にメールでも提出のこと。

なお、ファクシミリ、電話等の方法及びメールのみの提出は認めない。

⑤応募者は、その提出した見積書等の引換、変更又は取消をすることができない。

(6) 代理人による見積り

①応募者は、代理人をして応募させるときは、上記3.(3)の見積書の受領期限までに委任状を見積書と一緒に提出しなければならない。

②応募者又はその代理人は、当該公募に対する他の見積者の代理をすることができない。

(7) 見積書の無効

次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

①案件名及び見積金額のない見積書

②案件名に重大な誤りのある見積書

③委任状を提出しない代理人による見積書

④代理人による見積書で、応募者本人の氏名及び押印、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、応募者本人の氏名、代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。)

⑤記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)の欠く見積書

⑥金額を訂正した見積書でその訂正について印の押していない見積書

⑦誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である見積書

⑧明らかに連合によると認められる見積書

- ⑨同一事項の見積りについて他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の見積書
- ⑩公募公告及び公募説明書において示した応募者に求められる義務等を履行しなかった者の見積書
- ⑪見積書受領期限までに到着しない見積書

⑫独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の見積書

⑬上記①から⑫以外に本公募説明書の記載事項に違反した見積書

⑭その他契約を締結することにより日本貿易振興機構の信用を毀損する恐れがあるなど、契約相手方として不適当であると認められる者の見積書

(8) 公募の延期等

見積者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、公募を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該公募を延期し、又はこれを廃止することがある。

(9) 発注先決定

発注先決定については、最低価格を提示した企業をタイトル毎に決定する。なお、最低価格が同額で2社以上あった場合は再見積を依頼し、最低価格を提示した企業に決定する。

4. その他

(1) 発注先決定方法

上記3.(5)に従い書類・資料を添付して見積り書を提出した応募者であって、公募説明書で定める1タイトルごとに最低価格を提示した企業を発注先とする。

(2) 発注先の決定に関する通知

結果については2012年12月14日(金)までに、書面により通知する。

(3) 支払条件

別冊契約書(案)による。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 契約書の作成の要否 要。

ただし、発注相手方一者につき見積りの合計額が150万円以下となった場合には省略できる。

(6) 契約相手方が提出した書類等の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。

(7) 契約期間中において、発注先が提出した書類等について虚偽の記載があることが判明した場合には、発注先の決定を取り消し、発注先に対して損害賠償等を求める場合がある。

(8) 本調達案件は2013年度に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間の変更又は案件を取り止めることがあり得る。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）